

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
保育内容総論 General theory of early childhood education curriculum		1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
1単位	演習	選択	(保育士養成課程必修 教職課程必修(幼稚園教諭二種))	児童フィールドのみ
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
保育士養成課程必修科目、教職課程必修科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
保育士養成課程科目、教職課程科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
高橋登美子	講義棟 3階	火・水・金(授業時間を除く)		授業中に指示します
授業の概要				
保育所保育指針における「保育の目標」「子どもの発達」「保育の内容」、幼稚園教育要領における「ねらい」「内容」を関連付けて保育内容を理解するとともに、保育指針の各章の繋がりを読み取り、保育の全体的な構造を理解する。また、保育の歴史変遷について学び、保育内容について理解する。子どもの生活全体を通して、養護(生命の保持、情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現)が一体的に展開する具体的な保育実践に繋げる。				
授業の目標				
①保育所保育指針と幼稚園教育要領における各領域のねらいや内容が理解できるようにする。 ②保育所で展開される生活と、幼稚園で展開される生活を確認し、保育内容を踏まえた観察と記録ができるようにする。 ③保育計画の意味を捉え、保育所実習と幼稚園実習に向けての「心情・意欲・態度」が育まれる指導計画を立案できるようにする。				
授業の方法				
保育所保育指針と幼稚園教育要領を読み込むことから始める。教科書の各章のポイントを示すので、話をよく聞き注意深く聞くことで保育の主体は子どもであることに気付き、保育者としての保育が展開できるような取り組みを目指した保育理解・指導理解につながるような演習課題に取り組む。				
学習の成果(学習成果)				
①保育所保育指針、幼稚園教育要領が示す保育内容の考え方を学ぶことで、保育所で展開される生活と保育内容、幼稚園で展開される生活と保育内容を具体的に実践することができる。 ②遊びを通して発達が促される幼児期の重要性を考えた保育計画・保育内容を考案することができる。 ③保育には、子ども理解を基礎にした計画があることを認識し、学びを総括した保育実践計画を立案することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス～シラバスの説明、授業の概要と受講に関する注意点について(保育内容の5領域を知る)			
第2回目	現代社会における保育の課題			
第3回目	幼稚園で展開される生活と保育内容(1) 幼稚園の一日・3歳児の生活			
第4回目	幼稚園で展開される生活と保育内容(2) 4歳児の生活			
第5回目	幼稚園で展開される生活と保育内容(3) 5歳児の生活			
第6回目	保育所で展開される生活と保育内容(1) 保育所の一			

第7回目	保育所で展開される生活と保育内容(2) 0、1、2歳児の生活	
第8回目	保育所で展開される生活と保育内容(3) 3歳以上の生活と保育実践・学童保育	
第9回目	保育内容の歴史の変遷と社会状況の関連 幼稚園教育要領・保育所保育指針における保育内容の考え方	
第10回目	遊びと保育内容	
第11回目	保育内容と保育の計画	
第12回目	保育計画の意味 保育内容に関する小テスト	
第13回目	幼稚園実習・保育所実習と実習計画(1) 幼稚園実習・保育所実習の位置付け、実習とは何かの確認	
第14回目	幼稚園実習・保育所実習と実習計画(2) 部分実習指導計画案と全日実習指導計画案の作成・試験	
第15回目	子どもの育ちに目を向けた保育内容の確認	
成績評価の方法と基準		
	評価の領域	割合
		評価の基準
授業参加態度	10%	演習活動に対して積極的に取り組んでいる。
レポート		
調査報告書		
小テスト	30%	授業内での学びを踏まえた設問に対し、保育の場の適切な表現で述べられている。
試験	60%	授業内での学びを踏まえた設問に対し、保育の場の適切な表現で述べられている。保育内容の観点を捉えた指導計画案の作成ができる。
発表内容(態度含む)		
その他		
教科書と参考図書		
教科書：シードブック「保育内容総論」第2版(建帛社) 「保育所保育指針」「保育所保育指針解説書」「幼稚園教育要領」「幼稚園教育要領解説」(フレーベル館)		
履修上の留意点・ルール		
保育をするうえで重要な科目であることを認識していただき、私語や居眠りでの受講は禁止とする。季節や気温の状況以外は机上に飲み物を置くことを禁止する。		